

第4章

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 こども・若者が将来の希望を持てるまち

本市では、子どもの権利を保障し、こども・若者が明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

■めざす姿

- 子どもの権利が保障されるとともに、こども・若者をはじめ、市民一人ひとりが子どもの権利に対する理解が深まっています。
- こどもが「人間らしく幸せに生きられること(基本的人権)」と「元気に成長できる」ことが保障されています。
- こども・若者が自らの意見を表明し、社会に参画できています。
- こども・若者が、働くことや家庭を持つことに夢や希望を持ち、希望に応じた将来を選択することができています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
就学前児童保護者アンケート調査 子どもの権利について「名前も内容も知っている」割合	40.5%	50.0%
小学生児童保護者アンケート調査 子どもの権利について「名前も内容も知っている」割合	30.7%	40.0%
就学前児童保護者アンケート調査 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言について「名前も内容も知っている」割合	12.4%	20.0%
小学生児童保護者アンケート調査 富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言について「名前も内容も知っている」割合	10.0%	20.0%
子どもの生活に関する実態調査 こどもの貧困率	7.6%	7.3%
子どもの生活に関する実態調査 最近の生活に対する満足度	小学生 26.3% 中学生 12.8%	小学生 28.0% 中学生 15.0%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	—	80.0%

施策(1) 子どもの権利保障

施策内容	○子どもの権利が保障されるとともに、市民一人ひとりが人権に対する理解を深めることができるよう、子どもの権利の普及啓発や、人権教育の推進に取り組めます。
該当事業	① 子どもの権利の普及啓発 ② 児童虐待に対する意識啓発 ③ 要保護児童対策事業 ④ 人権教育の推進 ⑤ 家庭児童相談事業 ⑥ CFCI職員研修会の実施 ⑦ スクールカウンセラー事業 ⑧ スクールソーシャルワーカー事業 ⑨ 全小中学校での学級憲章の導入 ⑩ スポーツ団体育成・人材育成事業
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課、学校教育課、市民協働課、生涯学習課

施策(2) こども・若者の意見聴取

施策内容	○こども・若者が、自らの意見を持ち表明することができる機会の確保に努めます。 ○こどもの声を市政に反映させるために、こども関連の部署だけではなく、すべての部署で、子どもにやさしいまちづくりの視点を持って、各種事業に取り組めます。 ○「こども一人ひとりの声」を大切にしたい、まちづくりを推進していきます。
該当事業	① こども等の意見聴取 ② とみやわくわくミーティングの実施 ③ 生徒会サミットの実施 ④ こども・若者との意見交換の実施
担当課	全課

施策(3) 就労・社会参画への支援

施策内容	○こども・若者が、生涯にわたって希望と意欲を持って社会で活躍ができるよう、多様で柔軟な働き方を選択しやすい就労環境づくりを促進します。
該当事業	① 就労準備支援事業 ② ハローワーク連携事業 ③ 就職支援事業 ④ 地域振興事業 ⑤ 生涯学習振興事業 ⑥ 生徒会サミットの実施(再掲)
担当課	子育て支援課、学校教育課、地域福祉課、生涯学習課、企画政策課、産業観光課

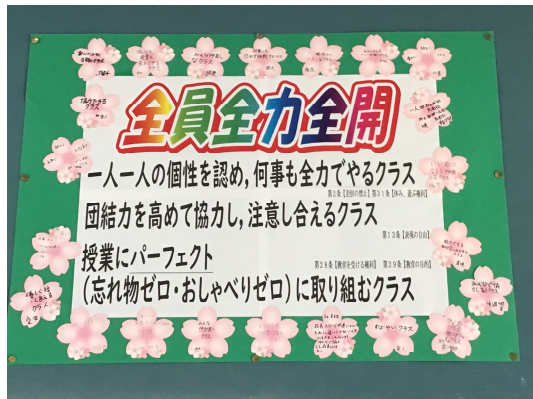
施策(4) 出会い・結婚に向けた支援

施策内容	○個々の希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る取組や新婚世帯への経済支援を行います。
該当事業	① みやぎ結婚支援センター利用促進補助金 ③ 婚活推進事業 ② 結婚新生活支援事業補助金
担当課	企画政策課、子育て支援課、農林振興課

市内中学校(全クラス)

学級憲章づくり

学級憲章は、昨年度の生徒会サミットで自分の権利だけではなく、友だちの権利も大切にしていきたいとの意見が出され、今年度から市内中学校全クラスで取り入れられています。この学級憲章は、子どもの権利条約の条文に基づきクラス全員で作っているものです。



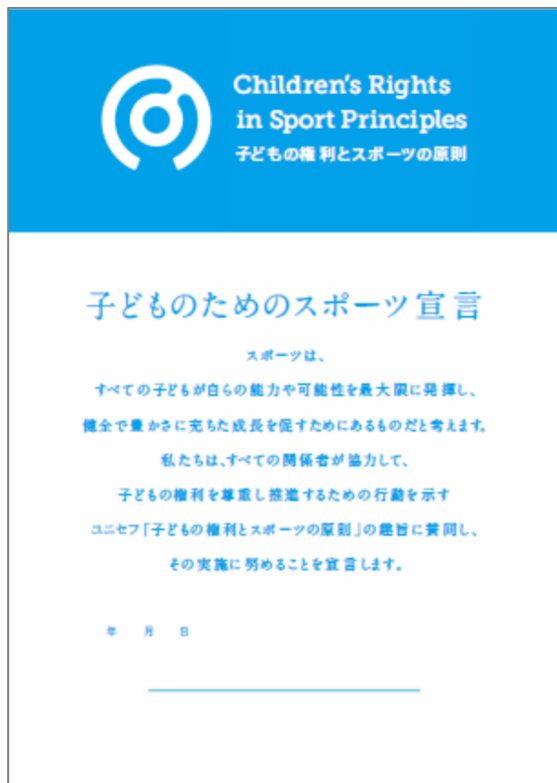
こどもにちゃんと法律としての「権利」があることは学級憲章づくりを通して初めて知りました。クラスみんなの意見を反映した憲章にしたかったので、しっかり意見を出し合って投票など平等なルールで決めました。全員が必ず目に入る場所に掲げていつも意識できるようにしています。

広報とみや 12月号引用(令和6年12月1日発行)

富谷市スポーツ少年団

子どものためのスポーツ宣言を実施

本市ではユニセフが提唱する「子どもの権利とスポーツの原則」に賛同し、令和元年度より毎年「子どものためのスポーツ宣言」を行い、全チームの監督やコーチが宣言文に署名しています。



広報とみや 12月号引用(令和6年12月1日発行)

生徒会サミット

こども目線で地域課題を解決する

市内全中学校の生徒会役員が集い、地域課題などの解決に向けたワークショップなどを行い、地域の一員としてまちの将来を考える「生徒会サミット」を毎年開催しています。こどもたちからの提案をもとに、本市では事業の見直しや新規事業への展開などを行い、より良いまちづくりに反映させています。



広報とみや 12月号引用(令和6年12月1日発行)



基本目標2 安心して子育てのできる環境の充実したまち

本市では、妊娠期からの継続的支援を行い、安心して子育てのできる環境の充実を図ります。

■めざす姿

- すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、子育てができています。
- 教育・保育、放課後児童クラブを必要とする家庭が、必要な時期に利用することができています。
- 家庭の状況や多様な働き方に合わせて、多様な保育を利用することができています。
- こどもと子育て家庭が、地域とつながり合い、必要な支援を受けながら、安心して子育てができています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
保育所待機児童数	0人	0人
就学前児童保護者アンケート調査 「相談したくてもできなかった」ことがある割合	6.6%	5.0%
こども食堂の数	1か所	5か所

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 健やかな妊娠・出産にむけて妊娠期からの切れ目のない支援

施策内容	○ 妊娠期の体調や出産に関する不安や悩みについての解消を図り、安心して出産を迎えられるよう支援します。 ○ 妊婦一般健康診査の助成をすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに未受診者を解消し、健全な出産を迎えられるよう支援します。 ○ 妊娠期からの切れ目のない支援として、医療機関との連携を強化し、支援を要する妊婦には早期に支援を行えるような体制づくりに努めます。
該当事業	① 母子健康手帳交付事業 ② 産前・産後サポート事業(産前:プレママ・プレパパ学級) ③ 妊婦支援事業(プレママコール、すくすく相談、妊婦訪問) ④ 妊婦一般健康診査事業
担当課	とみや子育て支援センター

施策(2) 不妊への支援

施策内容	○ こどもをもちたいと望む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、経済的負担の軽減に努めます。
該当事業	① 不妊検査費・治療費助成事業
担当課	とみや子育て支援センター

施策(3) 保育サービスの充実

施策内容	○ 高まる保育ニーズを踏まえ、認定こども園、保育所(園)、幼稚園による教育・保育の充実を図り、待機児童の解消に取り組めます。 ○ こどもを見てくれる人が身近にいない家庭等の状況や、保護者の多様な働き方に対応した保育事業の充実を図ります。	
該当事業	① 通常保育事業 ② 延長保育 ③ 一時保育事業 ④ 病児・病後児保育 ⑤ 休日保育 ⑥ 夜間保育	⑦ 保育施設の整備運営事業 ⑧ 私立認可保育園に対する支援 ⑨ 保育ママ事業 ⑩ 認可外保育園保育料補助事業 ⑪ こども誰でも通園制度
担当課	子育て支援課	

施策(4) 子育て支援サービスの充実

施策内容	○ 家庭で子育てをしている人たちを対象として、交流あるいは情報交換等の場を設けることなどによって精神的な負担の解消に努めるとともに、一時的にこどもを預ける施策を展開するなど、子育て支援の充実を図ります。 ○ 地域における子育て支援の取組についての情報収集と、各種子育て支援事業間の連携・調整を行う機能の充実を図るなど、市内全域での子育て支援の円滑な推進に努めます。 ○ 子どもの権利条約に基づき取組んでいる「富谷市子どもにやさしいまちづくり」は、行政のみならず、地域や企業とともに「こどもまんなか社会」の推進が図れるよう、施策・事業を継続し、子どもにやさしいまちづくりの推進に努めます。	
該当事業	① こども家庭センター事業 ② とみや子育てサロン等の子育て支援施設の運営・支援 ③ 家庭教育学級事業 ④ 子どもにやさしいまちづくり事業 ⑤ 子育てに関する情報の提供や相談	⑥ 子育て情報誌の発行 ⑦ 地域子育て支援事業 ⑧ 地域子どもの居場所づくり支援事業 ⑨ 子育て短期支援事業 ⑩ 子育て世帯訪問支援事業
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課、公民館	

施策(5) 地域における子育て支援の充実

施策内容	○ 地域においてお互いに支え合う人間関係の中で子育てができるよう、住民相互の子育てサポートを活発にするための支援を行うとともに、地域の子育て支援に係る資源が有効に活用され、かつ利用対象者にきちんと周知できるようなシステムの構築を図ります。 ○ 地域における子育て支援の意義や役割について啓発活動を行います。	
該当事業	① 育児グループによる育成支援 ② 地域活動組織による育児支援サービス事業	③ 子育てボランティア育成とネットワークづくり ④ ファミリーサポート支援事業
担当課	子育て支援課(社会福祉協議会、シルバー人材センター等)	

基本目標3 こどもや母親の健康・保健・医療の充実したまち

本市では、母子ともに健康でいられるように、様々な健診、指導、相談機能の充実を図ります。

■めざす姿

- すべての妊産婦、乳幼児やその家族が必要な支援を受けながら、安心して妊娠、出産、子育てができています。(再掲)
- 妊産婦やこどもが、必要な医療を受けることができます。
- こどもたちに基本的な生活習慣が身についています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
新生児訪問率	100.0%	100.0%

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

施策内容	○ すべてのこどもたちが健やかに育つことができるよう、妊娠期から育児期にわたる切れ目のない妊産婦・乳幼児への支援を『とみここ』(こども家庭センター母子保健機能)を拠点に展開します。 ○ 妊娠期からの児童虐待防止を目指し、特に妊娠期から新生児・乳児期において、きめ細やかな育児支援を行います。 ○ 医療機関等との連携により、産婦健診における母子の産後状況や産後うつ等の兆候について把握し、産後ケアサービスの提案などを行い、不安解消に向けて寄り添った支援に努めます。 ○ 親子が発信する様々な育てにくさのサインを受け止め、丁寧に向き合い子育てに寄り添う支援の充実を図ります。 ○ 各発達段階に応じた健康診査を行い、疾病や障がいの早期発見及び早期対応、育児不安の解消を行います。 ○ 発達障がい等の不安がある親子に対し、心理士を中心とした経過観察児ケア事業を展開します。 ○ 保護者や市民を対象に、アレルギー等の健康問題や食の大切さについて啓発します。 ○ こどもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
------	--

該当事業	① こども家庭センター事業(母子保健機能) ② 母子保健訪問指導事業(産婦・新生児訪問) ③ 乳児健康診査(2か月児健康診査・8か月児健康診査) ④ 各種健康診査(乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児歯科健康診査・3歳児健康診査・5歳児健康診査【令和8年度から】) ⑤ 産婦健康診査 ⑥ 産後ケア事業 ⑦ 産前・産後サポート事業(産後:赤ちゃん和妈妈のおしゃべりサロン) ⑧ 産後支援事業、育児支援教室(離乳食教室・子育て講座) ⑨ 相談支援事業(来所相談・すくすく相談) ⑩ 5歳児発達チェック事業【新規】 ⑪ 発達経過観察教室(親と子の教室) ⑫ 療育支援事業 ⑬ 妊娠期から育児期における食育の推進【組替】 ⑭ 予防接種事業【組替】 ⑮ 医療機関等との連携【組替】 ⑯ 子どもインフルエンザ任意予防接種費用助成事業【新規】 ⑰ おたふくかぜ任意予防接種費用助成事業【新規】 ⑱ 子ども医療費助成事業【組替】 ⑲ 母子・父子家庭医療費助成事業 ⑳ 未熟児養育医療費助成事業 ㉑ 低所得の妊婦に対する初回産科受診費用助成事業【新規】 ㉒ 妊婦のための支援給付(旧:出産・子育て応援事業)【新規】
担当課	とみや子育て支援センター、子育て支援課

施策(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

施策内容	○ 次世代を担う学童期・思春期のこどもたちが、主体的に健康づくりに取り組んでいけるよう学校保健や関係機関と連携し推進していきます。 ○ 学童期・思春期より命の尊さや妊娠・出産・育児に関心をもてるような機会を教育委員会等と連携しながら進めていきます。 ○ 将来を担うこどもと、その家族に向けた食育を推進します。 ○ こどもが安心して医療を受けることができる体制を整備します。
該当事業	① 学校保健や関係機関と母子保健の連携 ② 学校における食育の推進 ③ 薬物乱用防止についての取組 ④ 飲酒・喫煙についての取組 ⑤ 性教育・命の授業等の取組 ⑥ スクールカウンセラー事業(再掲) ⑦ 富谷市食育推進計画に基づく食育の推進 ⑧ 予防接種事業(再掲)【組替】 ⑨ 子ども医療費助成事業(再掲)【組替】 ⑩ 医療機関等との連携(再掲)【組替】
担当課	健康推進課、学校教育課、とみや子育て支援センター、子育て支援課

基本目標4 未来の「とみや」を担うこどもたちの教育の充実したまち

本市では、幼児教育及び学校教育の充実を図り、あわせてこどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。

■めざす姿

- すべてのこどもの個性や多様性が尊重され、様々な遊びや学び、体験を通じ、生き抜く力を得ることができています。
- 家庭環境や経済的状況によらず、学習意欲や学習習慣を身につけることができています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
全国学力・学習状況調査(児童) 学校に行くのは楽しいと思う割合	78.2%	90.0%
全国学力・学習状況調査(生徒) 学校に行くのは楽しいと思う割合	85.0%	95.0%
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 幼児教育の充実

施策内容	○ 幼稚園における預かり保育などの運営や、幼児の就園促進のための各種助成を推進します。
該当事業	① 市立幼稚園運営・維持管理事業 ③ 私立幼稚園運営助成事業 ② 幼稚園預かり保育事業
担当課	教育総務課

施策(2) 確かな学力を育む教育の推進

施策内容	○ 国際化や情報化など多様な社会環境に対応できる21世紀を生きる力を身に付けるための確かな学力を育む教育内容の充実を図ります。 ○ 文化・芸術・スポーツ活動への積極的な参加を促すことにより、こどもたちの特性を伸ばす教育を進めます。
該当事業	① 市立小・中学校図書推進事業 ④ 学校情報化推進事業 ② 市立小・中学校コンピュータ教育事業 ⑤ 外国語指導助手(ALT)活用事業 ③ 社会科副読本作成事業
担当課	学校教育課

施策(3) 学校教育環境等の整備充実

施策内容	○ こどもたちが豊かにたくましく育つよう、地域人材の有効活用などによる教育プログラムを充実します。 ○ 地域と学校をつなぐ取組など、こどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。
該当事業	① 市立小・中学校・維持管理事業 ③ 学校評価システム事業【組替】 ② スクールカウンセラー事業(再掲)
担当課	教育総務課、学校教育課

施策(4) こどもたちのための環境と未来を考えるまちづくりの推進

施策内容	○ こどもたちが豊かにたくましく育つよう、地域人材の有効活用などによる教育プログラムを充実します。(再掲) ○ 地域と学校をつなぐ取組など、こどもたちを地域ぐるみで見守り育てる環境づくりを促進します。(再掲) ○ 児童生徒数の推移などを踏まえて、学校規模の適正化・適正配置を進めるとともに、施設改修などを順次計画的に進め、より安心して学習できる環境を整備します。 ○ 多様な居場所づくりを推進するとともに、公民館や複合図書館などの公共施設について、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう整備していきます。
該当事業	① 児童教育事業 ⑦ ジュニアリーダー育成事業 ② 放課後児童健全育成事業 ⑧ マーチングフェスティバル運営事業 ③ スポーツ少年団の育成・支援 ⑨ 学校体育施設開放 ④ 青少年育成推進事業 ⑩ 協働教育推進事業 ⑤ 子ども会活動の支援 ⑪ 富谷市複合図書館(ユートミヤ)整備 ⑥ 地域学習ポータルサイトの活用・充実
担当課	教育総務課、学校教育課、公民館、子育て支援課、生涯学習課

基本目標5 こどもを支援する生活環境の整備されたまち

本市では、安心して暮らせる住環境を形成し、安全で安心なまちづくりを推進します。

■めざす姿

- こども・若者と子育て家庭が、安全・安心に過ごすことのできる環境が整備されています。
- 快適に安心して暮らせる居住環境が形成され、住む人が自慢し、住み続けたいと誇りにできるまちになっています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
交通事故件数(人身事故)	77件 (暫定数)	0件
こども110番の家の設置数	355件	500件

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 安心して外出できる環境の整備

施策内容	○ こどもや高齢者・障がい者等が利用する際の危険箇所等の点検を行い、道路、公園等の基盤施設や公共施設、身近な生活環境の改善・整備を進めます。 ○ 危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。
該当事業	① 公共施設等の日常点検の実施及び改善 ② 市道維持管理事業【組替】
担当課	施設所管課、都市整備課、都市計画課

施策(2) 安全・安心なまちづくりの推進

施策内容	○ 大規模災害時に備えて地域防災計画の啓発を行うとともに、有事の際に迅速に対応できる体制づくりを推進します。 ○ 市民の防災知識の習得と意識の高揚を図るとともに地域防災コミュニティづくりを推進し、地域や職場での自主防災活動を促進します。
該当事業	① 災害対策事業 ② 交通安全対策事業
担当課	防災安全課

施策(3) 犯罪等の被害防止活動の推進

施策内容	○ 防犯体制の整備として、交番を2か所設置するなど青少年の非行防止を含め地域ぐるみの防犯活動を進めます。 ○ 人口増加を見据えた犯罪のない安全で安心な地域社会を実現するために、防犯体制の充実と市民一人ひとりが自ら犯罪を防止する意識を持ち、地域が一体となった犯罪が起こりにくい環境づくりに努めます。 ○ 学校、PTA等と連携し、子ども110番の家の設置を促進します。 ○ 危険箇所の点検・調査及び交通安全施設の整備を計画的に進め、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。(再掲)
該当事業	① 地域安全運動の実施 ② 自主防犯活動団体の育成と活動支援 ③ 富谷市防犯協会助成 ④ 青少年健全育成富谷市民会議への支援 ⑤ スクールガード(見守りボランティア)の推進
担当課	防災安全課、学校教育課、生涯学習課



基本目標6 すべてのこどもの健全育成を目指すまち

本市では、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、経済的支援を実施するほか、児童虐待・DV防止対策や障がい児施策の充実を図ります。

■めざす姿

- 子育て家庭の経済的負担が軽減されています。
- すべてのこども・若者の人権が尊重され、安全が確保されています。

■成果指標

指 標	現状値	目標値(R11)
こどもの貧困率 厚生労働省「国民生活基礎調査」 (富谷市こども未来応援プランより)	7.6%	7.0%
虐待を理由とする一時保護の再保護件数	—	0件

■具体的な施策内容・該当事業・担当課

施策(1) 経済的支援の充実

施策内容	○ 母子・父子家庭への経済的支援や精神面での支援を図ります。 ○ 子育て家庭の経済的支援を図ります。	
該当事業	① 奨学金制度 ② 学校給食センター運営・維持管理事業 ③ 学校給食費支援事業 ④ 母子福祉会活動の支援 ⑤ 母子・父子家庭医療費助成 ⑥ 児童扶養手当支給事業 ⑦ 母子家庭等福祉対策資金貸付事業 ⑧ 要保護・準要保護児童生徒援助費補助事業 ⑨ ひとり親家庭自立支援給付金事業 ⑩ 母子生活支援施設・助産制度 ⑪ こどもの学習・生活支援事業 ⑫ 養育費確保支援事業 ⑬ 児童手当支給事業 ⑭ 第3子以降小学校入学祝金支給事業	
担当課	学校教育課、給食センター、子育て支援課	

施策(2) 児童虐待・DV防止対策の充実

施策内容	○ 児童虐待を防止し、すべてのこどもの健全な心身の成長を図るため、虐待発生の予防と早期発見、早期対応に向け、周知啓発に努めます。 ○ DVや性暴力・児童虐待などのあらゆる暴力を許さない社会の形成を目指すために、これらの暴力の発生を防ぐための環境づくりに向け、相談体制の充実を図ります。
該当事業	① こども家庭センター事業(児童福祉機能) ② 児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動 ③ 子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実 ④ 緊急時の被害者の安全確保 ⑤ 被害者の自立を支援する体制の整備 ⑥ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との協働体制の確立
担当課	子育て支援課、関係各課

■児童虐待・DV防止対策の方針

① 児童虐待やDV等の予防及び早期発見のための意識啓発活動

働く場や地域など市民が暮らす様々な場で、幅広い対象に向けて虐待やDVへの認識を高めていくためにも、こどもの頃からの啓発を図っていくとともに、様々なメディアを通じて市民に適切な情報を提供していきます。

取組 虐待・DVの未然防止のための意識啓発、情報発信

② 子育ての不安や虐待、DV等に関する相談体制の充実

被害者が虐待やDV被害を一人で抱え込まず、安心して相談することができるよう、関係機関との連携を図り、相談体制を整備していきます。

また、専門的立場からの助言、指導を受け、相談時に感じた不安や迷いを払拭することができるよう、相談員等のスキルアップを図っていきます。

取組 市役所及び関係機関との協働による相談体制の整備

③ 緊急時の被害者の安全確保

虐待やDV被害者支援において、被害者とそのこども等の安全確保を最優先に行うため、関係機関等と連携しながら迅速かつ適切な支援を行っていきます。

また、虐待やDVから逃れてきた被害者やそのこどもたちが安心して心と体を休める場所として、避難場所、保護施設が果たす役割が大きいことから、一時保護施設と連携して被害者一人ひとりの心身の状況に応じたケアや支援を行います。

取組 緊急時の被害者の安全確保体制の整備、被害者を支援できる体制の整備

④ 被害者の自立を支援する体制の整備

被害者支援にあたっては、被害者の居場所をはじめとした各種情報の管理徹底、心のケア、就業機会の確保、住宅や生活費の確保、こどもの就学問題、自立支援のための各種行政手続きに係る証明書の発行など、精神的な支援を含めた被害者の生活再建及び経済的支援を両輪に、切れ目のない支援を進めます。

取組 法的措置や適正なサービス利用に繋げるための情報共有・情報提供、被害者の自立に向けた支援

⑤ 要保護児童対策地域協議会の運営及び関係機関との協働体制の確立

被害者の適切な保護や自立支援を図るために、関連支援機関・専門支援機関等が緊密に連絡調整を行い、関係機関が認識を共有しつつ、相互に協働を図るために要保護児童対策地域協議会を開催し、連携を強化します。

また、関連支援機関・専門支援機関と連携しながら被害者の安全確保と自立支援に取り組むとともに、虐待防止やDV防止に向けた取組を充実させていきます。

取組 要保護児童対策地域協議会の運営、庁内での情報共有体制の強化、関連機関との協働

施策(3) 障がい児施策の充実

施策内容	○ 障がいのあるこどもの日常生活及び社会生活を支援するため、法律に基づく障害福祉サービスなどに対する適切な給付や制度の周知を行います。また、障がいのあるこども及びその家族が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、多様化する支援ニーズの把握に努め、提供体制の確保や支援の質の向上に努めます。 ○ 障がい児が地域の保育や教育等を受けることができ、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に成長できるよう、年度途中の入所希望者への対応や個別の支援体制を整える等の切れ目のない支援に努めます。
該当事業	① 障がい児通所支援事業 ② 自立支援医療費給付(育成医療) ③ 障がい児保育の充実 ④ 相談業務 ⑤ 障がい児相談支援事業 ⑥ 障がい児の理解促進 ⑦ 就学教育相談事業
担当課	地域福祉課、子育て支援課、学校教育課

